

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園における
競争的研究費等の不正防止等に関する基準

令和 4年11月 1日 基準第266号

令和 7年 4月 1日 基準第313号

(目的)

第1条 この基準は、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園における競争的研究費等における研究資金の管理等に関する規程（平成30年4月1日規程第292号、以下「研究資金管理等規程」という。）第14条に基づき、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「国立のぞみの園」という。）における競争的研究費等の不正防止等について必要な事項を定める。

(競争的研究費等の不正防止等に関する基本方針)

第2条 研究資金管理等規程第3条第1項第2号に定める競争的研究費等の不正防止等に関する基本方針は、別添1のとおりとする。

(責任体制等の公開)

第3条 研究資金管理等規程第3条第1項第5号に定める競争的研究費等の不正使用防止に係る責任体制と責任者の職名等は、別添2のとおりとする。

(不正防止計画)

第4条 研究資金管理等規程第3条第3項第1号に定める競争的研究費等を適正に管理するための不正防止計画は、別添3のとおりとする。

(競争的研究費等に係る事務処理手続きに関するルール)

第5条 研究資金管理等規程第5条に定める競争的研究費等に係る事務処理手続きに関するルールは、別添4のとおりとする。

(競争的研究費等に係る職務分掌及び決裁手続き等)

第6条 研究資金管理等規程第6条に定める競争的研究費等に係る職務分掌及び決裁手続き等は、別添5のとおりとする。

附 則

この基準は、令和 4年11月 1日から施行する。

附 則

この基準は、令和 7年4月 1日から施行する。

別添 1

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園における 競争的研究費等の不正防止等に関する基本方針

この方針は、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園における競争的研究費等における研究資金の管理等に関する規程第3条第1項第2号に則し、競争的研究費等における研究資金の不正使用を防止し、適正に運営・管理するために必要な事項を定めるものとする。

1. 責任体制の明確化

国立のぞみの園における競争的研究費等における研究資金の管理等に関する責任体制を、明確化し公表する。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

国立のぞみの園における不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境整備を行い、ルールや行動規範の理解不足による不正使用を防止する観点から、環境・体制の構築を図る。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

競争的研究費等における研究資金の不正使用を事前に防ぐため、不正を発生させる要因に対応した具体的な不正防止計画を策定・実施する。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行えるよう、実効性のあるチェックが行われるシステムを構築し、競争的研究費等における研究資金の適正な運営・管理を行う。

5. 情報発信・共有化の推進

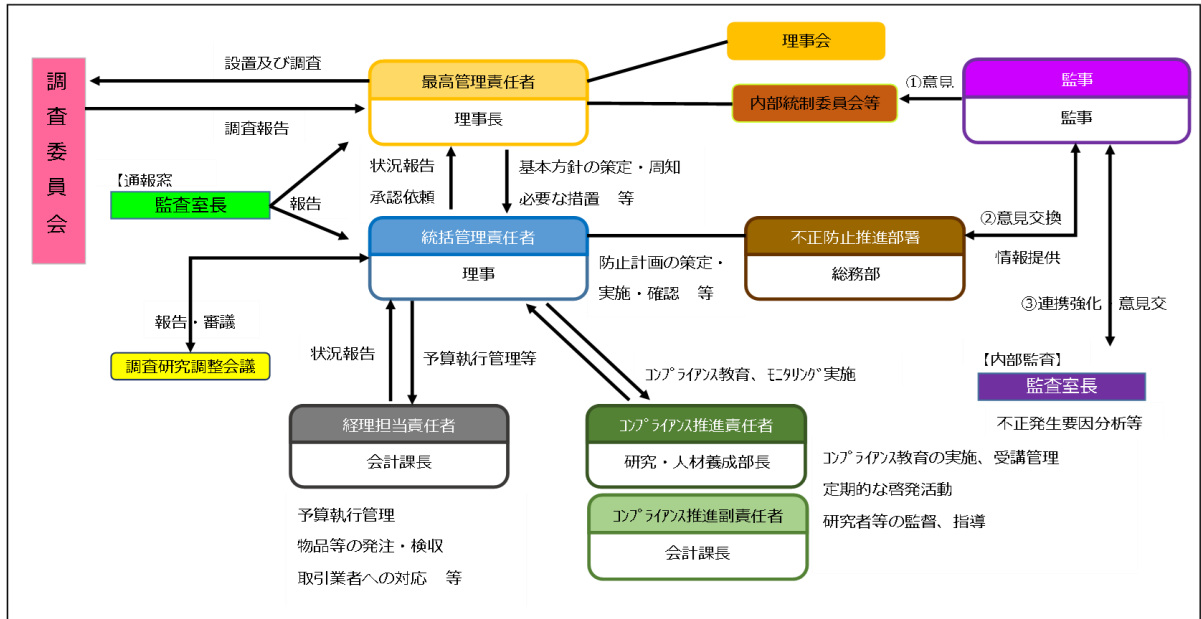
競争的研究費等における研究資金の使用ルール等が、適切に情報共有及び共通理解されるよう情報発信を推進する。

6. モニタリングの推進

競争的研究費等における研究資金の不正が起きない環境を目指し、実効性のあるモニタリングを行うため体制を整備する。

別添 2

国立のぞみの園における競争的研究費等の不正使用防止に係る責任体制と責任者の職名等



別添 3

国立のぞみの園競争的研究費等不正防止計画

この不正防止計画は、不正使用を防止し、適正に運営・管理するために策定し実行するものとする。

番号	不正を発生させる要因	不正防止計画
I. 責任体制の明確化		
1	研究資金の責任者の役割や所在・範囲が不明確な場合は、非効率的な教務・決済や形骸化した管理体制が生じ、組織としてのガバナンスが機能しない。	研究資金の責任者とその責任範囲・権限を明確化し、園内外に公表する。
II. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備		
2	①ルール of 明確化・統一化 研究資金の使用及び事務手続きに関するルールが徹底されていないことにより、不適切な使用が行われる。	研究資金の使用及び事務手続きに関するルールの明確化・体系化を推進し、不適切な使用防止を目指す。また、マニュアル等を充実させルールの周知を促進する。
3	②職務権限の明確化 研究資金の責任者の職務権限が不明確な場合、チェック体制が機能せず、不正使用の要因となりかねない。	研究資金の責任者とその責任範囲・権限を明確化するとともに、必要に応じ事務分掌を見直し、効率的な管理運営を目指す。また、研究資金の管理に関する規程の周知を促進する。
4	③関係者の意識向上 研究資金が公的資金であり、不正は決して許されるものではない。また不正使用が発生した場合は組織の問題であるという意識が不足している。	研究資金に関する説明会等を開催し、職員の意識向上を図り、研究資金の適正な執行及び不正防止を目指す。また、コンプライアンス教育等を通じて不正使用の事例を周知し整備を促進する。
5	④告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運営の透明化 通報に関する取扱い、不正使用事案の適切な調査・処分に関する規程の周知不足による意識の欠如により不正使用が行われる。	通報に関する取扱い、不正使用事案の適切な調査・処分に関する規程の周知を促進する。

Ⅲ. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施		
6	不正防止計画の策定において、不正を発生させる要因の把握が不十分の場合に、実効性のある不正防止計画とはならず、不正使用の防止にならない。	不正を発生させる要因を把握した上で、研究資金を適切に管理するための不正防止計画を策定し実施する。また、この不正防止計画の周知を促進する。
Ⅳ. 研究費の適正な運営・管理活動		
7	研究資金の執行に際し、第三者からのチェック機能が働かないことで、研究費の不正が行われる。	研究資金の執行に際し、第三者からのチェック機能が働くよう見直しを実施する。
Ⅴ. 情報発信・共有化の推進		
8	研究資金の不正防止の取組及び不正事案の公表など、機関の社会に対する透明性が不十分だと不正使用の防止にならない。	研究資金に関わる規程等をホームページ等に公表し、情報発信・共有化を推進する。
Ⅵ. モニタリングの推進		
9	実効性のある監査が実施されないことにより、競争的資金等における研究資金の不正使用が行われる。	実効性のある監査を実施する。

別添 4

国立のぞみの園における公的研究費を受け入れる際のルール体系図

基本方針

- ・独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法
- ・独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園役職員倫理規程
- ・独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園就業規則
- ・独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園内部統制推進規程
- ・独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園業務方法書
- ・独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園非常勤職員等の勤務及び給与等の規程

不正活動防止

- ・独立行政法人国立重度知的障害者総合施設における調査研究実施体制と研究活動上の不正行為の防止等に関する規程
- ・独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園における競争的研究費等における研究資金の管理等に関する規程
- ・国立のぞみの園調査研究倫理審査委員会等に関する設置基準
- ・国立のぞみの園調査研究倫理審査委員会における審査事項に関する方針
- ・国立のぞみの園研究会議に関する設置基準
- ・国立のぞみの園調査研究調整会議に関する設置基準
- ・独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園における研究倫理基準

モニタリング

- ・独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園内部監査規程
- ・独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園監事監査規程

経費執行ルール

- ・独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園会計規程
- ・独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園旅費規程
- ・独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園物品管理規則

不正使用への対応

- ・独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園役職員に対する制裁・懲戒等処分に関する規則
- ・独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園公益通報者保護規則
- ・独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園競争参加者の資格等の取り扱いについて

別添 5

国立のぞみの園 競争的研究費等の管理・運営に関する職務分掌表

	研究費の 受入	物品費						旅費				人件費・謝金				その他	
		備品 (10万 円以上)			消耗品 (10 万円未満)			国内旅 費		海外旅 費		謝金		人件費 (派遣 等)		(委託 費等)	
		発 注	検 収	支 払	発 注	検 収	支 払	出 張 伺	支 払	出 張 伺	支 払	依 頼	支 払	依 頼	支 払	依 頼	支 払
理事長 (最高管理責任者)	☆																
理事 (統括管理責任者)	☆																
研究・人材養成部長 (コンプライアンス 推進責任者)	☆	☆			☆			☆		☆			☆		☆		☆
会計課長 (経理担当責 任者)	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆		☆		☆		☆		☆	☆	☆
総務企画局長	☆							☆		☆							
総務部長	☆	☆		☆	☆		☆	☆	☆	☆			☆	☆	☆	☆	☆
総務課長	☆							☆		☆							
主体的に経費使用を 行う研究者	○	○			○			○		○			○		○		○

○=依頼・申請

☆=決裁